京都市告示第 40 号

都市計画法(以下「法」という。)第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成29年4月7日

京都市長 門川 大作

- 1 地区計画の名称 姉小路界わい地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市中京区下白山町,福長町,油屋町,姉大東町,菊屋町,丸屋町及び木之下町 京都市中京区弁慶石町,中之町,天性寺前町,大文字町,中白山町,松下町,柳八幡 町,丸木材木町,大阪材木町,亀甲屋町,東片町,綿屋町,笹屋町,曇華院前町,梅屋 町,車屋町及び桝屋町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)